

会員に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第53条の規定に基づき、公益財団法人大隅基礎科学創成財団（以下「本財団」という。）の会員の入会及び退会並びに会費の納入に関し必要な事項を定めるものとする。

(会員)

第2条 本財団の目的、事業に賛同する個人、法人又は団体は、理事長の承認を得て会員となることができる。会員は、財団を恒常的に支援するものとする。

2. 法人格をもたない団体の会員も法人会員に含める。
3. 個人会員のうち、現在または過去に原則として公的研究機関に5年以上の所属経験のある研究者で、第4条の手続きを経た者を研究者会員と称する。

(理事会への報告)

第3条 理事長は新たに前条の会員となった者について、その属性及び承認した理由を理事会に報告する。

(入会手続)

第4条 会員になろうとする者は、所定の会員申込書を提出するものとする。

2. 個人は、寄付金額（累計）が第5条に記載する額を超えた場合に、個人会員となることができる。
3. 研究者会員は、本財団の理事、監事、評議員、委員、または研究者会員のいずれか1人の紹介を必要とする。

(会費)

第5条 法人会員は、毎年年会費を納入しなければならない。

- (1) 上場企業、又は直前期の年商が100億円以上の法人・団体：1口 100万円
 - (2) (1)以外の法人・団体は、入会時に理事長と協議をするものとする。
2. 個人会員は1万円以上を納入するものとする。

(会員の特典)

第6条 会員は次の特典を享受することができる。

- (1) 本財団が主催、共催するセミナー、講演会等に本財団が定める料金で参加することができる。
- (2) 本財団のロゴを本財団のガイドラインに従って名刺等に印刷し、財団の活動を支援している旨を示すことができる。
- (3) 本財団からニュースレターを含めメール等による情報提供を受けることができる。

(研究者会員の役割)

第7条 研究者会員は次の役割を有する。

- (1) 研究者会員が公開に同意した場合、本財団のホームページ等に氏名と研究分野を掲載することができる。
- (2) 研究者会員は、本財団が開催するセミナー等における講演、及び企業の相談対応への協力依頼に対応する。
- (3) 応援メッセージや科学エッセーの寄稿に協力する。

(会費の使途)

第7条 第5条の会費は、会員が使途を特定したものを除き、毎事業年度における合計額の50%以上を当該年度の公益目的事業に使用し、その残余を管理費に使用することができる。

(除名)

第8条 会員が下記各号の事由に該当するときは、理事会の決議により除名することができる。

- (1) 違法行為又は著しく道義に悖る行為をするなど、会員として相応しくないと認められるとき
- (2) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第6条第6号に該当するに至ったとき

2. 会員の除名が審議される理事会において、当該会員には弁明の機会を与えなければならない。

(退会)

第9条 法人会員は、入会した月を1カ月目として、3年経過後、退会通知を本財団に提出することにより、退会することができる。

2. 個人会員は、退会通知を本財団に提出することにより退会することができる。
3. 退会した場合、既納の会費は返還しない。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条(除名、退会)の場合のほか、次のいずれかに該当するに至ったときは、理事長はその資格を喪失させることができる。

- (1) 法人会員が正当な理由なく会費を2年分以上滞納したとき
- (2) 会員と連絡が取れなくなったとき、もしくは会員である法人又は団体が解散したとき。
- (3) 会員資格を喪失した場合、既納の会費は返還しない。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(補則)

第12条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

付則

この規程は、2022年1月6日より施行する。